

『北魏の異民族政策』——「蛮」を中心としてみた——

文学研究科歴史学専攻博士前期課程一年

鈴木諒法

こうした民族問題を筆者はこれまで北魏において建国した鮮卑系拓跋氏^(一)と、華北に存在していた漢民族の二者の対立から北魏という王朝が抱えていた民族問題を考察してきた。

だが、ここ最近関心を持つようになつたのが「蛮」という存在である。

はじめに

これまでの一年の筆者の動向は、魏晋南北朝、主に北魏における民族問題において活動してきた。

北朝期においては、政策や制度の変化についての研究が多く見られる。外部から入ってきた胡族が漢族と対立、また融合へと関係を変化させたとき中国はどういった特色ある変化を遂げたのか、それが魏晋南北で北朝というものを捉えた時に最も関心を持つテーマの一つだと考える。

蛮とは南方の異民族のことを指し、蛮については南朝においてよく研究が見られる。北方に位置する北魏が「蛮」と接触することはないと想われたが、『魏書』ではたびたび蛮に対して干渉する記述が少なからずあることから、北魏における「蛮」とは何なのか疑問を持つようになった。

北魏における「蛮」とは自身らより南方に位置する勢力（南朝も含めて）を一まとめにしてそう呼称していたのか、或いは南朝における「蛮」とは違う意味合いで利用していたのか、そこを明らかにすることで北魏における民族意識の一側面を考察してみたいと思う。

今報告は、蛮についてのまとめと北魏における蛮について簡潔ながらに述べるものである。

北朝の変化で考える時、政策や制度の変化も当然ではあるが、もう一つ考えなければならないのは異民族として中国に侵攻し王朝を建国した胡族と、侵略を受けた漢民族との関係についても考えなければならない問題である。一般に、胡族は北方の異民族で遊牧社会であるため武力に長けた民族で、漢族は農耕社会で文化に長けていた民族である。社会の違いや、中国でよくいわれる華夷思想（中国より北方の民族は「狄」とよばれた。また華と夷の明確な基準は血縁などであろうが、主として文化レベルの優劣であった）があつたことなどから、胡族と漢民族の対立が当時問題であったことは明白であろう。

二、先行研究

「蛮」における先行研究は川本芳昭氏の研究が多く見られる。氏は蛮と呼ばれる非漢民族がほぼ華中から華南にかけての山川藪沢の地に存在していたことを示す記載がかなり見受けられることから、南

朝においても非漢民族と漢族の間で民族の問題が生じてきたことを指摘している。

南朝の蛮に対する政策は漢族社会の防衛、治安維持が目的の討伐や、蛮のもつ財貨（特産物、田土、塩井、鉱山等。労働力も含む）を収穫し、国家財政に役立てるという狙いがあつたとも氏は指摘しておられる。

また、市場での蛮漢の交易、蛮域での漢人商人の活動、漢人編戸の蛮域への逃亡にあらわれているような、経済的、政治的な種々の場面での一般漢人と蛮との接触が行われていたこと、蛮漢の婚姻や混血、蛮域に入った漢人の豪漢化、漢化しつつある蛮の中央、地方官界への進出などがあつたことも確認される⁽¹⁾

蛮との接触が多く確認される南朝においてはこのように、漢民族と異民族として扱われる「蛮」との間に経済的、政治的な関わりの他に民族的な問題も取り上げることができる。
こうした「蛮漢」の問題は北魏では起こり得たのだろうか。事項でそのことを考えてみたい。

三、北魏における蛮とは

北魏について書かれている史料『魏書』の中の記述では、北魏が蛮について述べているものや、実際接触していた記述が少なからず確認することができる。例えば、川本氏が南朝の蛮域には特産物があり、それを生産し、また鉱山資源に富むためにそれらを手にしよ

うとした南朝の動向が確認できる史料として、魏書卷一〇一猿伝⁽³⁾を引用されている。

北魏においても「蛮」という存在を認知していたことが分かつたのではあるが、北魏が蛮または蛮域に接触したという事例は少ない。管見の限りでは、蛮と最も多く接触したのは六代皇帝、宣武帝の頃である。

宣武帝期においては、主に蛮が北魏に内附、北魏が蛮に対して武力干渉するといった事例が見られる。また南朝が蛮と接触することを警戒していたと思われる史料として、魏書卷七下 高祖紀第七下十有八年冬十月 庚午の条⁽⁴⁾で分かる。ここで荊州、東荊州、郢州（おおよそ華中に位置する地域）には「蛮」が存在しており、北魏が南朝と対立する中で接触していくものと思われる。またこの記載では、「蛮」と「南人」とを分けて表記していることから、南方に位置する（北魏より以南）民族を総括して蛮と呼んでいる訳ではないことが言えるのではないだろうか。

蛮と南朝が別々の勢力であると認識していたとすれば、北魏においても蛮は非漢民族であり「異民族」であつたと考えられるのではないか。蛮と南朝とを分けている理由としては、南朝が文化面において優れていることを認識しており、文化が未発達である蛮を異民族として扱い、その蛮と同等に扱うことができないという意識が北魏王朝内ではあつたと思われる。

おわりに

蛮に対する政策は南朝においては重要な問題であった。その問題に干渉しようと北魏が考えるのはそれほど見当違いな話であるとは筆者は思えない。

宣武帝期において蛮との接触が多く見られるのは、孝文帝が行つた漢化政策がある程度浸透し、国内整備がおおよそ整い北魏が対南朝へと意識を変えていたことで一つの対策として用いられるようになったからではないかと考える。

南朝の蛮に対する政策と、それに対してもかしから干渉しようとする北魏との関わりの中で、北魏がとる異民族政策の特徴や、胡漢が入り混じつていて政権において、共通の異民族である蛮（または北方の狄などもあり得るかもしれないが）に対する接觸を考察することで変わった視点で民族意識を捉えることができるのではないかと筆者は考える。

今後は数少ない史料からでき得る限り詳細がわかるよう研究を行つていこうと思う。

註

- (二) 鮮卑の一部族で、北魏を建国した。その故地は大興安嶺北部甘河上流（黒龍江省）。のちモンゴル高原に西遷して部族連合国家を建国し、四世紀末には中国で北魏を建国した。

(二) 川本芳昭『魏晋南北朝時代の民族問題』汲古書院 1998年
(三) 魏書卷一〇一 獵伝には、
蕭衍梁益二州、歲々代獵以自裨潤。公私頗籍為利。

(四) 庚午、詔曰「此聞緣邊之蛮、多有竊掠、致有父子乖離、室家分絕、既
虧和氣、有傷仁厚。方一區宇、子育萬姓、若苟如此。南人豈知朝德哉。
可詔荆、郢、東荊州三州勒勅蠻民。勿有侵暴。」

23